総合レクリエーション公園等における

リニューアル事業の対話型事業協力者募集要項

様式集　その1

（対話型事業協力者申込書等）

令和3年7月

江戸川区

 目次

## （様式1－1） 対話型事業協力者申込書 1

## （様式1－2） 対話型事業協力者辞退届 2

## （様式2） 対話型事業協力者グループ構成表 3

## （様式3） 機密保持義務誓約書 4

## （様式4） 質疑書 別紙

(様式1－1)

対話型事業協力者申込書

令和 3 年 月 日

江戸川区長

「総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業の対話型事業協力者募集要項」に基づく、募集の申込を下記のとおり行います。

登録者

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 名称　（社名)代表者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者 | (ふりがな)担当者名 |  |
| 所属 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  | FAX番号 |  |
| 郵送物送付先 | 〒 |
| 参加資格確認欄 | Park-PFI事業の実績 | 指定管理者制度の実績 |
| (1) | (2) | (3) | (4) |
|  |  |  |  |

※参加資格確認欄には、要項記載の下記の応募資格条件の項目に該当する欄にマル印を記入

（1）Park-PFI事業の実績がある　　（2）又は実績のある企業とグループ企業として参画する

（3）指定管理者の実績がある　 （4）又は実績のある企業とグループ企業として参画する

※東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、代表者より委託を受けた代理人の印も可とする

※Park-PFI事業、指定管理者の実績が証明できる写しを提出してください。

(様式1－2)

対話型事業協力者辞退届

令和 3 年 月 日

江戸川区長

「総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業の対話型事業協力者募集要項」に基づく、申込をしましたが、辞退します。

登　録　者

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 名称(社名)代表者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者 | (ふりがな)担当者名 |  |
| 所属 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  | FAX番号 |  |
| 郵送物送付先 | 〒 |

※名称／代表者名欄に印鑑登録証明書と同じ社印及び代表者印を押印してください。

※東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、代表者より委託を受けた代理人の印も可とする

(様式2)

対話型事業協力者グループ構成表

令和 3 年 月 日

江戸川区長

　「総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業の対話型事業協力者募集要項」について、下記の構成員をもって参加します。

応募者は、本事業遂行に関するすべての責任を負い、グループ構成員のとりまとめを致します。

記

1　応募者（代表者）　所在地

　商号又は名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　電話番号

　担当役割

2　構成員

　所在地

　商号又は名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　電話番号

　担当役割

3　構成員

　所在地

　商号又は名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　電話番号

　担当役割

* 構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担を明確に記載すること。
* 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
* ※東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、代表者より委託を受けた代理人の印も可とする
* ※Park-PFI事業、指定管理者の実績が証明できる写しを提出してください。

 (様式3)

令和 3 年　　月　　日

江戸川区長

企業名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

機密保持義務誓約書

弊社は、総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業（以下、「本事業」という。)の対話型事業協力者募集への応募を目的（以下「本目的」という。）として、区が弊社に開示する機密情報の保持に関して、以下の条項を遵守することを確約し本書を提出します。

（定義）

第1条　本書でいう機密情報とは、口頭、書面もしくは電子情報その他の開示の方法を問わず、本目的のために区から弊社に対して開示される一切の情報をいいます。

（機密保持）

第2条　弊社は、機密情報について厳に機密を保持し、本目的にのみ使用するものとし、これを第三者に開示もしくは漏洩いたしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではありません。

①　区から開示された時点で、既に自ら保有していたもの。

②　正当な権限を有する第三者から開示されたもの。

③　法令や政府機関の規則等により開示が要求されたもの。但し、弊社は、当該要求を速やかに区に通知するものとし、当該機密情報の機密を保持するために、合理的に取り得る手段があるときは、その手段をとるべく努力するものと致します。

④　本目的のために必要な範囲内で、弊社の役員、従業員及び本目的に関して弊社の委任を受けた再開発コーディネーター、弁護士、公認会計士、税理士若しくはこれに準ずる専門家に対して開示する場合。

⑤　書面により区の承諾を得たもの。

2　前項第4号により本目的のために弊社が第三者に対して機密情報を開示する場合は、弊社は、本書と同一の機密保持義務を遵守する旨の当該第三者作成による誓約書を貴準備組合に提出いたします。

なお、弊社は、本目的のために必要な範囲内で機密情報を複製させていただきます。

（損害賠償）

第3条　弊社は、故意または過失により本書に違反して区に損害を与えた場合には、区に対してその損害を賠償いたします。

（機密情報の返還）

第4条　弊社は、区から機密情報の返還請求を受けたとき又は事業協力者に選定されなかったときは、貴準備組合から開示された機密情報の全てを、そのあらゆる形態の写しを含めて、速やかに返還いたしします。ただし、返還が物理的に不可能な場合には、区の同意を得て、廃棄･消去するものとします。

（機密保持の期間）

第5条　本書に基づく機密保持義務は、個人情報保護法その他法令等に定める場合のほか、各機密情報の開示の日から本事業にかかる貴準備組合が解散する日のいずれか遅い日までといたします。

※東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、代表者より委託を受けた代理人の印も可とする